

議案第 68 号

東京都板橋区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 18 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の  
一部を改正する条例

東京都板橋区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 34 年  
板橋区条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

- 3 前 2 項の規定にかかわらず、東京都板橋区選挙管理委員会が管理する選挙につき、更正決定又は繰上補充に係る選挙会を開く場合における選挙長及び選挙立会人の報酬の額は、選挙会ごとに次に掲げるとおりとする。ただし、更正決定又は繰上補充に係る 2 以上の選挙会を同日に開く場合においては、1 の選挙会の報酬額を超えることができない。

(1) 選挙長 6, 000 円

(2) 選挙立会人 5, 000 円

付 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を公示され、又は告示される選挙について適用する。

（提案理由）

当選人の更正決定又は繰上補充に係る選挙会における選挙長及び選挙立会人の報酬の額を定める必要がある。